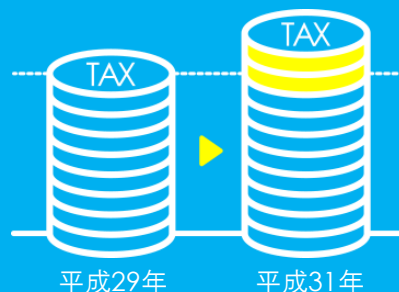


平成31年10月より消費税率が 8%▶▶▶10%に引き上げられます!

社会保障と税の一体改革の下、平成31年10月から消費税率10%への引き上げが実施されます。それに伴い、低所得者に配慮し、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税率を8%にする「軽減税率制度」が実施されることになりました。



[対象品目]: 飲食料品

食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く。外食は含まれません。)

<h3>8%</h3>	<p>加工食品 テイクアウト 生鮮食品</p>	<h3>10%</h3>	<p>酒類 外食※</p>
-------------	-----------------------------------	--------------	--------------------

* 保税地域から引き取られる飲食料品についても軽減税率の対象となります。
 * 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」にあたるかどうかは、事業者が「飲食料品」を販売する時点において、人の飲用または食用に供されるものとして販売するものであるかどうかにより判断することが原則となります。
 ※ 飲食するための設備(椅子・テーブルなど)のある場所において飲食料品を飲食させるサービス。

飲食店への影響

商品管理

商品管理においては、消費者から適用税率を聞かれる場合と事業者から請求書(領収書)の発行を求められる場合があるため、適切に商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておくことが必要になります。

インボイスの導入

[適格請求書等保存方式]

販売者が購入者へ発行する取引伝票で、品目ごとに適用される税率、税率別の消費税額の合計などの記載が必要とされています。2021年4月より、発行が義務付けられます。

請求書イメージ

請求書	
〇〇〇御中	
11月分 21,800円(税込)	
11/1 りんに※	5,400円
11/8 カップソーサー	5,500円
⋮	⋮
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)

注)※印は軽減税率(8%)適用商品

申告・納税 (区分経理に基づく税額計算)

申告の際に適切に消費税額を計算するため軽減税率が適用される売上(仕入)と標準税率が適用される売上(仕入)をそれぞれ集計し、区分して記帳することが必要になります。

現行(税込経理の場合)

10/1 現金 218,000	売上(飲食代等) 218,000
-----------------	------------------

実施後(税込経理の場合)

10/1 現金 218,000	売上(飲食代) 110,000
区分	売上(テイクアウト) 108,000

※ 申告にあたって税額計算する際には、軽減税率が適用される1年間の取引の合計額と標準税率が適用される1年間の取引の合計額を区分して計算。

付属機器、対象サービス導入費が1/3に!

※1 申し込み内容により変動します。

軽減税率の影響で従来のPOSレジでは2021年以降、対応できなくなります。

今、複数税率設定に対応するよう改修をするか、複数税率対応したPOSレジを導入すると、中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)から補助金がもらえます。

*補助対象は「複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット等を用いて利用し、レーザープリンタを含む付属機器を組み合わせてレジをあたたらに導入する場合の費用」であり、かつ「加工食品、テイクアウト等8%対象商品の扱いがあるお店」です。

*交付申請はお客様にて実施していただく必要があります。軽減税率対策補助金事務局による審査結果を保障するものではありません。

区分	補助率	補助金上限額
タブレットの購入費	1/2	1システム当たり 上限20万円
付属機器および 対象サービス導入費	2/3	
設置に要する経費	2/3	1システム当たり 上限20万円

※1事業者あたり200万円まで

お支払い 参考例

「ぐるなびPOS+(ポスタス)」を導入した際にかかる初期費用の一例です。
*ぐるなびPOS+は「A3型(モバイルPOSレジシステム)」になります。

レジ単体(小規模な飲食店など)

項目	個数	単価	合計
タブレット	1	69,800円	373,300円
レシートプリンター	1	52,000円	
キャッシュドラス	1	12,500円	
アクセスポイント	1	55,000円	
マウントキット	1	6,000円	
POEインジェクター	1	10,000円	
初期導入費用	-	168,000円	

=

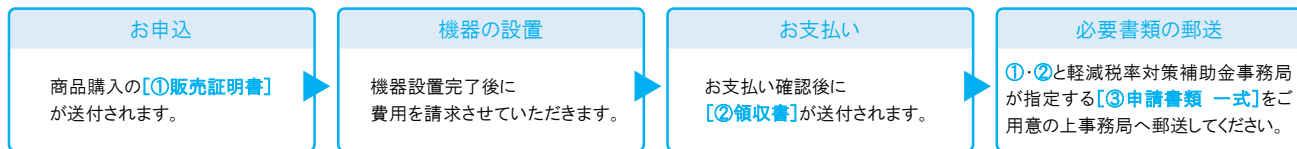
補助金対象額合計

-237,232円

[約64%引き!]

136,068円

申請の流れ



※詳しい申請方法の手引きは、お申込み受付完了後に送付しますのでご確認ください。

条件

対象者	中小企業支援法に規定されている中小企業者(その他、各種法人・商工会議所・組合など) [飲食店]資本金5,000万円以下または従業員(パート・アルバイト含む)数50名以下であること
申請要件(抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な事業者であること。 一定期間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について事務局が行う調査に協力できること。 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。 軽減税率補助金の交付申請をするためには、レシートプリンターの購入が必要です。 各周辺機器等は、レシートプリンターの台数を超える数の申請はできません。 タブレットや周辺機器等は、平成28年3月29日～平成30年1月31日の間に購入されたものが申請可能対象です。
対象となる製品の導入期間(補助対象期間)	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日) から平成30年1月31日(水)までの間に導入および支払を完了したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入完了日(設置日)が補助対象期間内であっても、モバイルPOSレジシステムの購入日が、平成28年3月28日以前である場合は補助対象となりません。 リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が当該期間であることが必要です。中古品の機器導入の場合は補助金対象外となります。
補助金交付申請の受付期間	<p>平成28年4月1日(金)から平成30年1月31日(水)消印有効</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となるモバイルPOSレジシステムの導入が完了した後、これに係る代金の支払いを終えた場合は、すみやかに補助金の交付申請を行ってください。 リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金交付申請を行ってください。
申請における注意事項	<p>申請の単位について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、導入の契約(取引)単位となります。 同一の中小企業・小規模事業者等が複数回に分けて機器を導入した場合は、複数回申請をすることが可能です。 <p>①同じ対象パッケージを複数導入して申請する場合⇒対象パッケージ毎に分けて申請。 ②数種類の対象パッケージを複数導入して申請する場合⇒対象パッケージ毎に分けて申請。 ③対象サービス、対象パッケージを個別に購入した対象機器を合わせて申請する場合⇒対象サービス、対象パッケージ毎に申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②③とも1事業者あたり200万円を上限として申請できます。 異なる複数の申請者(中小企業・小規模事業者等)がまとめて一つの申請をすることはできません。 同一機器を複数回申請することはできません。 他の補助金事業との重複が発生する場合、本事業と他の補助金との併用はできません。

軽減税率対策補助金について詳しくはこちら⇒ http://kzt-hojo.jp/applicant/cash_registration/a3/

ぐるなびPOS+について詳しくはコチラ⇒ https://www.gnavi.co.jp/ksupport/gnavi_postas